

【公募説明会における質問と回答】

1. 補助対象者		
	Q	A
1	公募要領4ページの＜中小企業基本法で定める中小企業者(中小企業)＞で、サービス業の場合常勤100名以下とありますが、常時使用する従業員常勤とはアルバイトは除く、いわゆる所定労働時間4分の3以上の従業員をカウントするという認識ですか。	中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。 パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。 中企庁HP FAQ「中小企業の定義について」を参照してください。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3
2	補助対象者に個人事業主は含まれますか。	個人事業主は対象外です。
3	地域経済牽引事業計画の都道府県の承認は公募締切までに必要でしょうか。また、承認にはどの程度時間がかかりますか。	公募要領5ページ(注2)に記載のとおり、「公募締切日までに 地域未来投資促進法に基づく地域 経済 牽引事業計画(公募締切日が当該計画の実施期間であるものに限る)を作成し、都道府県からの承認を受けている」必要があります。 承認にかかる時間は計画承認を受ける都道府県にご確認ください。
4	令和3年度に創業もしくは設立した法人はエントリー可能でしょうか。その場合、決算書の提出要件はどのようになりますか。	エントリー可能です。公募要領4ページに記載してある中小企業者等の要件に当てはまるかを確認してください。 決算書については、(様式1)公募申請書の1ページ下段に記載のとおり、「設立1年未満の法人は、事業計画書及び収支予算書」を添付してください。
5	複数社が共同で事業を実施する場合には、そのすべての参加企業が中小企業でなければならないでしょうか。例えば複数のうち、1社が大企業でもよいでしょうか。	例えばA社、B社、C社がそれぞれが補助金を受けて共同で事業を進めるという場合には、すべて中小企業等である必要があります。
2. 実証連携法人		
	Q	A
6	実証連携法人は大企業でもよいですか。また、規模や資本関係等の要件はありますか。	実証連携法人は大企業でも問題ありません。 実証連携法人は補助の対象とならないので、規模や資本関係等の要件はありません。
3. 連携先について		
	Q	A
7	地域内の関連主体との連携については、市町村毎に少なくとも1社の連携主体が必要でしょうか。連携先は自治体でなく、その地域の企業や観光協会などでもよいですか。	連携先の有無、連携先数は補助要件ではございませんが、効果的な事業が進められるよう、必要に応じて、地域内の関係主体(自治体、企業、各種団体等)と連携してください。
8	実証地域について、5地域以上で企業と連携して実施しようと思っています。連携企業は1企業のみで、各地域にその企業の支社がある場合、1企業のみでも補助対象になりますか。	問題ありません。実証地域で事業実施できるのであれば支社の有無は問いません。

【公募説明会における質問と回答】

4. 自治体からの一定の支援を受けている事を証明する資料について		
	Q	A
9	自治体から一定の支援を受けていることを証明する資料がない場合は応募できないでしょうか。	公募要領16ページの【別紙1】提出が必要な書類を確認してください。 「⑦自治体から一定の支援を受けている事を証明する資料」は、令和2年度に採択された事業者が、継続して、令和3年度に「広域展開型」に申請する場合、必要となります。
10	広域展開型の場合、一定の支援を自治体から受けることとありますが、実証地域のすべての自治体から支援を受ける必要がありますか。	令和2年度の採択事業者が広域展開型で応募する場合、今年度新たに追加する新規の地域の中で最低1か所以上の自治体から支援を受けている資料を提出してください。
11	広域展開型の連携協定ですが、実証する市町村との直接連携ではなく、その市町村が関係する機関との連携でもよいですか。	「自治体からの一定の支援を受けている事を証明する資料」の発出機関については、実証地域の市町村(東京23区を含む)または当該市町村の存する都道府県庁のみです。

5. 申請手続き・事業計画作成に関わる内容		
	Q	A
12	令和2年度採択事業者が昨年と異なるビジネスモデルや別の地域課題解決手段、別の地域で応募する場合は、通常型で申請可能でしょうか。	昨年度採択された事業とは異なるビジネスモデル、異なる地域・社会課題に対応した事業は申請可能です。ただし、昨年度採択された事業を、単に地域を変更してして通常型に申請することは不可です。
13	中小企業2社での共同申請の場合、決算書も2社分の提出が必要となりますか。	それぞれの提出が必要となります。
14	実証事業の対象は地域課題に紐づくものでしょうか。業界課題に関わる新たなビジネスモデルの構築、その業界企業の各地区での実証事業は対象でしょうか。	実証事業を進める地域において共通する地域・社会課題の解決に資する事業であり、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組(地域と企業の持続的共生)が対象となります。
15	「地域共通課題」は、課題自体は全国共通、実証実施地域は5地域以上というケースは、本補助事業に該当するでしょうか。	特定分野の業界課題の解決に資する事業は対象外です。
16	複数地域に共通する地域・社会課題を解決するに当たり、種類の異なる事業を、地域毎に実施できますか。	共通の地域・社会課題の解決に資する事業に当てはまらない場合は、対象外となります。

6. 実証地域に関して		
	Q	A
17	広域展開型で応募する場合、申請時に10地域確定していなければいけません。今回の補助事業期間で10地域以上の展開ができていればよいのか。昨年度、増えた地域(昨年度5地域で申請していたものが7地域となっている場合)その差分の2地域は、今回増える5地域として換算していいですか。	令和2年度の採択事業者が広域展開型で応募する場合、昨年度、実証した地域に加え、新たに5地域以上で事業を実施していただくこととなります。ご不明点は個別にお問合せください。
18	目標5市町村となっておりますが、4市町村や3市町村しか導入できなかった場合はどうなりますか。	事業期間の中で実証する地域に変更が生じた時点で、計画変更の手続きを行います。事業者の責に帰する要因でないものにより計画に変更が生じた場合を含め、個別に判断いたします。
19	5地域については申請時点で明確になっている必要がありますか。また自治体の許可を受けている必要がありますか。	(様式2)事業計画書に実証事業を進める5地域を記載する必要があります。 なお、実証事業を行うにあたり、自治体の許可が必要なものは、事前に了承を得てください。

【公募説明会における質問と回答】

20	実施地域は他府県にまたがってよいですか。補助対象者の所在地は実証地域内になくてもよいですか。(例えば四国4県内の実証に対し補助対象者の所在地が東京の場合)	実証地域が他府県にまたがっていても、事業者所在地と実証地域が離れていても構いません。
21	大阪市の場合は、* * 区、〇〇区…ではなく、大阪市内で一つの自治体ということでしょうか。	大阪市の場合は1つの自治体です。区として1とカウントできるのは東京23区のみです。
22	地域の区分けについての質問ですが、一次産業に対する取り組みであった場合に、管理主体が同一市内にあるが、そこに所属する事業者が異なっています。別々に管理していても同一市内とのカウントになってしまいますか。(例)漁協・農協単位	自治体単位でのカウントとなります(同一自治体に複数の漁協・農協があっても1カウントとなります)。
23	オンラインサービス等で全国へ提供するものは、地域のカウント方法はどのようになりますか。	オンラインサービスで地域課題を解決するという場合、提供した自治体が1カウントとなりますが、あまりにも普遍的な課題への対応の場合、本補助金の主旨に合わないと考えられます。

7. 補助対象経費		
	Q	A
24	人件費は申請する補助事業者のみが対象でしょうか。実証連携法人にかかる人件費も対象となりますか。	申請する補助事業者のみが補助対象となります。実証連携法人は補助対象外のため、人件費も対象となりません。
25	人件費はアルバイトやパートも含まれますか。	パート・アルバイトの賃金も補助対象となります。
26	申請書作成時点の人件費の計算期間は6月中旬からカウントしてよいですか。	事業開始は交付決定日からです。交付決定は、6月下旬を予定しています。交付決定の時期を想定して、人件費の計算をしてください。
27	人件費単価には、保険等適用者とそれ以外とありますが、どちらで人件費を計算すればよいでしょうか。	人件費単価については経産省の補助事業事務処理マニュアルに記載の「実績単価計算」、「健保等級単価計算」のいずれかを適用してください。
28	人件費に役員給与は含まれるのでしょうか？	本補助金の人件費は、従業員に当たる方が対象となります。給料を支給されている役員の場合、役員手当等は対象外、給料部分が対象となります。役員報酬のみの方は個別に相談いたします。
29	専門家経費について金額の規定はありますか。	事業者毎の謝金規定に準じますが、規定が無い場合は経産省の補助事業事務処理マニュアル【参考】謝金の標準支払基準に準じます。
30	公益財団法人および大学教授(調査などの業務を実施)へ調査等を依頼する場合は、補助対象になりますか。 教授等ではない大企業に専門家として入っていただく場合は、専門家経費と外注費のどちらに計上すればよいですか。	専門家経費として補助対象になります。 技術的な指導等をいただく専門家として、大企業の所属する人が入る該当することもありうると思います。個人として依頼するか、企業に依頼するかは、依頼する内容によって異なるため、個別にご相談ください。
31	事業説明用のホームページ作成・動画製作費用等の広報を行うための費用は、補助対象経費となりますか。	広報宣伝に該当する費用は、補助対象外となります。
32	テスト販売は補助金の対象費用でしょうか。もし対象となる場合、パッケージのデザインや印刷費、販売後の調査費なども計上可能でしょうか。	テスト販売は、試作品を用いて検証するという主旨なら対象になります。印刷や販売の経費は対象外です。あくまでも補助対象経費に書かれている項目・内容が補助対象です。色々なケースが出てくると思いますので、ご不明点は個別にお問合せください。

【公募説明会における質問と回答】

33	補助事業の目的・課題に必要なとする就労支援訓練目的の補助事業として必要な新法人設立は可能ですか。	設立に向けて関連する登記費用などは対象経費となる費目に該当しません。支援する事業として動くのであれば人件費として計上することが考えられます。個別にお問合せください。
34	システム開発に関わる自社が開発するための経費として認められるのは人件費のみでしょうか。	自社でシステム開発する場合は人件費となります。開発部分で他に必要になるものが生じた場合、システム開発費となります。
35	補助対象経費の総額でシステム開発を検討していますが、外注する予定です。その場合、外注加工費での計上になると思われますが、補助対象経費総額の2分の1以内となっています。このような場合、経費計上する方法はありますか。	システム開発を外注する場合は、「外注加工費」に計上してください。外注加工費は、補助対象経費の総額の2分の1以内です。そのため、外注加工費のみを補助対象経費として計上することはできません。
36	広域展開型で補助対象経費となる委託費は、経費補助の割合等の条件はありますか。	委託に関しても外注と同様に上限額は、補助対象経費総額(税抜き)の2分の1以内となります。外注と委託がある場合は、両方の経費の合計額が補助対象経費総額(税抜き)の2分の1以内となります。
37	外注加工費には、コンサルティング・サービスなども当てはまりますか。加工と書いてますので製品の物理的な加工に限った内容でないかの確認です。	外注加工費は、機材等を自社で作成できないといった部分の経費です。その方法を専門家に依頼してもらい構築するという場合もあるので、ケースバイケースかと思えます。具体的内容によって対象経費が異なることが想定されますので、不明な点は事務局にお問合せください。
38	専門家経費は、その専門性に対する謝金と考えますが、その専門性に基づくコンサルティング的な要素も謝金として認められますか。共同事業者と地域の共同事業者との調整も専門家の業務に含まれますか。	技術開発などで助言を得ながらということであれば、専門家経費の謝金ということになるかと思えます。調整業務は該当しないと思えます。
39	実証地域での実証実験をNPO等に委託したいと思っています。この場合、委託費で支払いできますか。もしくは専門家とすることで支払い可能でしょうか。	委託する内容によりますが、広域展開型の場合は、委託費として計上が可能です。専門家への相談、技術指導等といった内容ならば、専門家経費(謝金)として計上も可能です。
40	自社で試作する場合の原材料費や消耗品費は対象となりますか。対象となる場合、経費区分はどの費目に当たりますか。	原材料費、消耗品は補助対象経費外です。

8. 補助事業の実施		
	Q	A
41	事業開始はいつからとなりますか。	事業開始は交付決定日からです。採択発表の後、採択事業者に交付申請手続きをしていただき、交付決定となるのは6月下旬を予定しています。交付決定日前に発生する経費は補助対象となりません。
42	今年度、サービス製品の開発等の準備をして、それ以降、事業を実施するというスケジュールでもよいか。(例:多地域連動型ワーケーション・サービスなどを設計する場合、今年度、連携地域と、ハードや運用オペレーションをテストして、来年度から売上を一緒に上げていくなど)	今年度の補助事業の期間で実証事業を行って、成果が検証できる事業計画を提出ください。準備のみでは実証事業を行ったことになりませんので対象外となります。
43	通常型で5市町村以上の地域での実証する事業とのことですが、実証したことのエビデンスはどの様にすればよいのでしょうか。各市町村より書面を頂いて実証したことを証明するのでしょうか。	実証のエビデンスとしては、事業終了後に実績報告書を提出していただきます。補助事業期間内には、定期的に進捗状況を事務局に報告することをお願いする予定です。
44	実証事業について、何をもって成果とするのでしょうか。	(様式2)事業計画書に設定していただく事業目標について、補助期間中に実証していただいた結果を成果として報告していただきます。

【公募説明会における質問と回答】

9. その他		
	Q	A
45	公募要領13ページ「補助事業者の義務(5)」に、実施結果の他への供与による収入益が生じた場合収益の一部を納付とありますが、一部とはどこなのか、金額でどのくらいなのか、何年先まで義務があるのかを教えてください。	交付規程の収益納付に該当します。計算式があるので、それにあてはめて算出します。基本は補助事業終了後5年間、毎年事業の状況を報告していただく義務があります。
46	事業の継続性の見込みについて教えてください。本事業は、次年度以降継続する場合、実証地域を拡大することが前提ですか。	事業の継続性については、(様式2)事業計画書に事業終了後5年間、どのように実証した事業を拡大していくかを計画目標値を設定してください。必ずしも実証地域数を増やすことが前提ではありません。
47	課題を解決する事業は、悩みを解決するものであってKPI等客観的に数値化できるものであれば、どんなものをして対象になるのですか。	KPIは事業内容や地域・社会課題、地域の状況等により様々な指標が想定されます。事業者において事業内容を検証する際に、効果測定がしやすい指標を設定してください。
48	事業申請にあたり質問などは、対面形式やオンライン形式のようなものも可能ですか。	事務局では電話かメールでの対応とさせていただきます。状況に応じてオンラインも検討しますので、個別にご相談ください。